

【フリーランス・自営業者向け】 【社会保険料が免除される！？】  
コロナに関する国保、国民年金保険料の減免の動きについて

行列FP 林 健太郎

By 林FP事務所

# 国保料、国民年金保険料の減免の動き

## ■ 社会保険料は地味に効いてくる

- 国保料50万円、国民年金保険料一人20万円弱...一人10万円もらったって、社会保険料で消えていくんじゃない！？

## ■ 国もそのことは承知していて、減免の動きがある

- 少なくとも閣議決定はされていて、厚労省も動き始めている
- マスコミはほとんど取り上げてないので、知らない人多そう

## ■ 今回はフリーランス、自営業者（個人事業主）

- ただしサラリーマンも、なんらかの救済措置があるかもしれません。

# 国民年金保険料の減免の動き

(中略) 感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。 (中略)

- ・ 収入が下がった方に対する国民年金保険料の免除 (厚生労働省) (以下略)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 (2020年4月7日閣議決定)

- ・ 残念ながら、国民年金保険料については閣議決定されただけの状態
- ・ 何らかの動きがあると思われるので、今後に期待

# 国民健康保険（国保）料の減免の動き

事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。（その他要件あり）

## 【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料（税）額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額(  $(A \times B / C) \times (d)$  )

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について（2020年4月8日） より抜粋

- ・ 厚労省から各国保へ事務連絡があった？
- ・ （次）計算の方法について

# 国保料減免の条件とは？

## 【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料（税）額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料（税）減免額} \\ (A \times B / C)$$

## 【表1】

$$\text{対象保険料（税）額} = A \times B / C$$

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

## 【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

## ■ A

- 例) 50万円

## ■ B

- 前年、不動産事業100万、FP事業400万
- コロナでFP収入が30%以上減→B=400万

## ■ C

- 世帯全体の前年の合計所得
- 例) C=500万円
- 550万円以下→d=6/10

## ■ 減免額 = (AxB/C)xd

- $50 \times 400 / 500 \times (6/10)$
- =24万円減免

# 国保料、国民年金保険料減免の動き

## まとめ

1. 現状はまだ閣議決定、事務連絡のレベル。  
今後の動きに乗り遅れないよう、アンテナを張っておこう
2. FPなら、クライアントにお伝えすることも大事な仕事（とっても喜ばれます）

無料プレゼント中！



詳しくはこちら



<https://startup-fp.com/presentpdf>

行列のできるFP事務所プロデューサー 林健太郎

By 林FP事務所